

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻

11時 40分

様式 9-1

送信枚数 (1 / 1)

第 25 条報告

応急措置の概要（原子炉施設）

(第 25119 報)

2023 年 11 月 1 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長、双葉町長 殿

第 25 条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー

福島第一原子力発電所

原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 22
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2011 年 (平成 23 年) 3 月 11 日 16 時 36 分 (24 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号、省令第 21 条第 1 項ロ)
発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	(対応日時、対応の概要) 第 25117 報でお知らせしたとおり、1 号機原子炉格納容器閉じ込め機能強化に向けた試験のため、本日 10 時 17 分より特定原子力施設に係る実施計画「Ⅲ 特定原子炉施設の保安」第 1 編第 3-2 条第 1 項（保全作業を実施する場合）を適用しました。なお、上記については試験期間中（ステップ 1 ~ 3）継続します。 また、試験に伴い、本日 10 時 47 分、1 号機室素封入量および排気量を以下のとおり変更しました。 <1 号機室素封入量／排気量変更> 窒素封入量 30 Nm ³ /h → 25 Nm ³ /h 排気量 18 Nm ³ /h → 25 Nm ³ /h 関連パラメータについては、異常のないことを確認しました。 引き続き、慎重に監視してまいります。 【公表区分：E】 ※添付の有り・無し (注 4)
その他の事項の対応 (注 5)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 当該原子力事業所所在市町村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度 gal 数（水平方向、鉛直方向）を記入する。

(注 4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は、本様式に加えて様式 9-1 添付を用いて報告する。なお、様式 9-1 添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注 5) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻 14 時 40 分

様式9-1

第25条報告

送信枚数 (1/13)

応急措置の概要（原子炉施設）

(第25120報)

2023年11月1日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長、双葉町長 殿

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田中 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所 (注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分 (24時間表示)
特定事象の種類 (注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号、省令第21条第1項ロ)
発生事象と 対応の概要 (注2) (注3)	<p>(対応日時、対応の概要)</p> <p>プラント関連パラメータ、タンクエリアパトロール結果等について、下記のとおりお知らせいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント関連パラメータ [11月1日11時00分現在] ・集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 [採取日 10月31日] ・構内排水路 分析結果 [採取日 10月31日] ・護岸地下水観測孔 分析結果 [採取日 10月27日、10月31日] ・海水分析結果<港湾内、放水口付近> [採取日 10月31日] ・1号機、2号機放水路 分析結果 [採取日 10月30日] ・地下貯水槽(ドレン孔・検知孔・海側観測孔) 分析結果 [採取日 10月31日] ・発電所敷地内におけるモニタリング結果について、前回のお知らせから有意な変動はありません。 ・タンクエリアパトロール及び汚染水タンク水位計による常時監視において、漏えい等の異常はありません。 ・建屋滞留水の移送状況について、パトロール及び警報監視において、漏えい等の異常は確認されません。 <p>サブドレン他水処理施設一時貯水タンクEの当社及び第三者機関による分析結果については、共に運用目標値を満足していたことから、11月2日に排水を実施します。</p> <p>排水開始・終了の実績については、別途お知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果 [採取日 10月28日] <p>【公表区分：その他】</p> <p>※添付の有り・無し (注4)</p>
他の事項の対応	なし

(2 / 13)

(注5)

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 当該原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度gal数(水平方向、鉛直方向)を記入する。

(注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は、本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお、様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注5) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

2023年11月1日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一発電推進カンパニー

福島第一原子力発電所 プラント開連パラメータ

2023年11月1日 11:00現在

	1号機	2号機	3号機	4号機
原子炉注水状況	給水系 : 2.5 m ³ /h CS系 : 1.2 m ³ /h	給水系 : 0.0 m ³ /h CS系 : 1.5 m ³ /h	給水系 : 3.8 m ³ /h CS系 : - m ³ /h	※6
原子炉底容器 底部温度	VESSEL BOTTOM HEAD (TE-263-6911) : 265.5 °C 原子炉SKIRT JOINT 上部 (TE-263-6911) : 23.1 °C VESSEL DOWN COMMER (TE-263-69G2) : 24.9 °C	VESSEL WALL ABOVE BOTTOM HEAD (TE-2-3-69H3) : 35.2 °C RPV温度 (TE-2-3-69R) : 34.4 °C	スカートジャングショジョントップ温度 (TE-2-3-69F1) : 29.1 °C RPV底部ヘッド上部温度 (TE-2-3-69H1) : 28.4 °C	
原子炉格納容器 内温度	HVH-12A RETURN AIR (TE-1625A) : 24.9 °C HVH-12A SUPPLY AIR (TE-1625F) : 25.0 °C	RETURN AIR DRYWELL COOLER (TE-16-114B) : 35.6 °C SUPPLY AIR D/W COOLER HVH2-16B (TE-16-114G#1) : 35.2 °C	PCV温度 (TE-16-002) : 27.5 °C 格納容器空調機供給空気温度 (TE-16-114F#1) : 26.7 °C	
原子炉格納容器 圧力	-0.038 kPa g	2.36 MPa g	0.51 kPa g	
塗素注入流量 ※3	RPV (RVH-A) : - Nm ³ /h (RVH-B) : 9.12 Nm ³ /h (JP-A) : 14.06 Nm ³ /h (JP-B) : - Nm ³ /h PCV : - Nm ³ /h	RPV-A : 6.42 Nm ³ /h RPV-B : 6.34 Nm ³ /h PCV : - Nm ³ /h	RPV-A : 7.63 Nm ³ /h RPV-B : 7.89 Nm ³ /h PCV : - Nm ³ /h	※4
原子炉格納容器 ガス管理システム 排気流量	26.6 m ³ /h	※7	17.02 Nm ³ /h	21.24 Nm ³ /h
原子炉格納容器 水素濃度	A系 : 0.00 vol% B系 : 0.00 vol%	A系 : 0.03 vol% B系 : 0.03 vol%	A系 : 0.12 vol% B系 : 0.11 vol%	
原子炉格納容器 放射能濃度 (Xe135) ※2	A系 : 指示値 1.88E-03 Bq/cm ³ 検出限界値 4.85E-04 Bq/cm ³ B系 : 指示値 1.45E-03 Bq/cm ³ 検出限界値 3.38E-04 Bq/cm ³	A系 : 指示値 ND Bq/cm ³ 検出限界値 1.2E-01 Bq/cm ³ B系 : 指示値 ND Bq/cm ³ 検出限界値 1.2E-01 Bq/cm ³	A系 : 指示値 ND Bq/cm ³ 検出限界値 1.9E-01 Bq/cm ³ B系 : 指示値 ND Bq/cm ³ 検出限界値 1.9E-01 Bq/cm ³	
使用済燃素プール 水量	25.4 °C	24.0 °C	※5	
FPC 对付ダカラ 水位	4.31 m	4.11 m	4.25 m	66.6 × 100mm

[付録に因する脚注]

※1: 設定値がマイナスの場合0.00000と表示する。(火災警報が発動して停止場合は、該装置によりマイナス表示される場合がある)

※2: 原子炉格納容器内排気管の管内温度センサで測定する。原子炉格納容器ガス監視システムの燃焼監視用

※3: 核燃料冷却水の流量センサで測定する。原子炉格納容器ガス監視システムの燃焼監視用

※4: 密封性監査用センサで測定する。原子炉格納容器ガス監視システムの燃焼監視用

※5: 付録に因る場合

[備註事項]

各測定箇所については、上級やその他の事務連絡の影響を受けて、通常の測定範囲を外す場合においては、正確に測定されていない可能性がある場合を考慮してある。
プラント状況を監視するため、このような計器の不確かな測定によって、相殺のため測定から削除される場合がある。

(3/13)

(4/13)

2023年11月1日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一発電力推進カンパニー

集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 (V)

採取地点	採取日時	分析項目	
		T-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L) Cs-137 (Bq/L)
4号T/B建屋南東	2023/10/31 07:09	< 5.2E+00	< 5.4E+00 < 4.4E+00
プロセス主建屋南東	2023/10/31 07:33	< 4.6E+00	< 6.4E+00 < 4.7E+00
プロセス主建屋南西	2023/10/31 07:38	< 4.9E+00	< 4.2E+00 < 4.9E+00
難固体廃棄物貯容処理建屋南	2023/10/31 07:25	< 4.6E+00	< 4.9E+00 < 4.4E+00
サイトバンク建屋南西	—	—	—
焼却工作建屋西側	2023/10/31 07:29	< 5.2E+00	< 5.0E+00 < 4.5E+01
難固体廃棄物貯容処理建屋北	2023/10/31 07:14	< 5.4E+00	< 4.2E+00 < 4.9E+00
サイトバンク建屋南東	2023/10/31 07:44	< 4.3E+00	< 5.4E+00 < 5.6E+00

*不等号 (< : 小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。

*測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

*O.OE+00とは、0.0×10⁺⁰であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

*サイトバンク建屋南西は、1回／週程度の頻度で分析を実施。

(5/13)

2023年11月1日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所推進カンパニー

構内排水路 分析結果 (全β・γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
A排水路	2023/10/31 08:05	9.0E+00	< 6.6E-01	3.7E+00
物揚場排水路	2023/10/31 08:12	< 3.7E+00	< 5.2E-01	9.9E-01
B排水路	2023/10/31 06:00	1.2E+01	< 5.2E-01	8.4E+00
BC排水路	2023/10/31 06:00	< 3.7E+00	< 8.3E-01	< 7.6E-01
D排水路	2023/10/31 08:08	< 3.7E+00	< 5.7E-01	< 6.9E-01
5,6号機排水路※1	—	—	—	—

不等号（< : 小なり）は、検出限界未満 (ND)を表す。

測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

○.○E±○とは、○.○×10^{±○}であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10⁺¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁺⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

採取当日の降雨量は50 mm

排水路流量情報は、解析中のため後日公表する。

※ 1 5,6号機排水路は1回/月に分析を実施。

(6/13)

2023年11月1日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所
情報第1種炉内推進力炉水二

護岸地下水観測孔 分析結果（全β・H-3・Y・塩素）

(1/2)

採取地點	採取日時	全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	分析項目					
				Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sr-113 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
No.D-1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.0-1-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.0-3-1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.0-3-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.0-4	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.1	2023/10/27 07:09	1.3E+04	2.6E+04	< 3.9E-01	< 3.3E-01	< 4.3E+00	< 2.4E+00	7.6E+01	4.4E+01
No.1-5	2023/10/27 07:25	1.2E+06	8.3E+02	< 8.6E+01	< 8.0E+01	< 3.5E+03	< 1.8E+03	7.7E+03	3.9E+05
No.3-4	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.1-9 *1	2023/10/27 06:55	3.8E+01	6.7E+02	—	—	—	—	—	9.7E+01
No.1-11	2023/10/27 07:00	1.4E+02	5.4E+02	< 2.0E+01	< 2.8E+01	< 2.4E+00	< 1.0E+00	5.6E+01	1.2E+01
No.1-12	2023/10/27 08:05	1.2E+03	1.7E+04	< 1.0E+00	< 1.1E+00	< 2.0E+01	< 9.8E+00	9.4E+00	4.7E+02
No.1-14	2023/10/27 07:30	7.1E+03	4.5E+03	< 3.6E+01	< 3.6E+01	< 4.1E+00	< 1.6E+00	< 4.3E+01	1.6E+01
No.1-16	2023/10/27 08:00	5.9E+04	3.4E+02	< 3.9E+01	< 4.4E+01	< 4.5E+00	< 1.8E+00	< 5.0E+01	2.8E+01
No.1-17	2023/10/27 07:12	4.9E+05	9.9E+02	< 3.7E+01	< 3.4E+01	< 4.0E+00	< 1.6E+00	< 4.1E+01	6.0E+00

*不等号 (< : 小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。

*測定値が0より測定中止の項目は「-」と記す。

*0.0E+00とは、0.0×10⁰であることを意味する。(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読みます。

*H-3以外は濃度における測定値を示す。

※1 No.1-9は、新規開削による採取であるため、y判定は実施せず。全剖は参考値として妥当性に留意。

(7/13)

護岸地下水観測孔 分析結果 [全β・H-3・γ・塩素]

(2/2)

採取地点	採取日時	分析項目						塩素 (ppm)
		全 H-3 (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sr-125 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	
1,2号機冷却水インポート 送水止水栓	—	—	—	—	—	—	—	—
No.2	—	—	—	—	—	—	—	—
No.2-2	—	—	—	—	—	—	—	—
No.2-3	—	—	—	—	—	—	—	—
No.2-5 ※2	—	—	—	—	—	—	—	—
No.2-6	2023/10/27 07:20	6.3E+02	1.4E+03	< 2.8E-01	< 3.4E-01	< 3.0E+00	< 9.9E-01	< 3.5E-01
No.2-7	2023/10/27 07:17	1.2E+03	1.9E+03	< 2.6E-01	< 2.9E-01	< 2.5E+00	< 1.1E+00	3.4E-01
No.2-8	—	—	—	—	—	—	—	—
2,3号機改修ツール 汲み上げ水	—	—	—	—	—	—	—	—
No.3	—	—	—	—	—	—	—	—
No.3-2	—	—	—	—	—	—	—	—
No.3-3	—	—	—	—	—	—	—	—
No.3-4	—	—	—	—	—	—	—	—
No.3-5 ※1	—	—	—	—	—	—	—	—
3,4号機改修ツール 汲み上げ水	—	—	—	—	—	—	—	—

*不等号(<: 小なり)は、検出限界未満 (ND)を表す。

*測定終了および採取中止の項目は「—」と記す。

*O.OE0とは、O.OE×10⁻⁴であることを意味する。(例) 3.4E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読み。

*H-3以外は概に逆流せ読み。

※2 No.2-5, No.3-5は、採水器による採取であるため、測定は実施せず。全項目参考値として右端欄に記定。

(8/13)

2023年11月1日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所
二

護岸地下水観測孔 分析結果（全β・γ・塩素）

(1/2)

採取地點	採取日時	分析項目					
		全β (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
No.0-1	—	—	—	—	—	—	—
No.0-1-2	—	—	—	—	—	—	—
No.0-2	—	—	—	—	—	—	—
No.0-3-1	—	—	—	—	—	—	—
No.0-3-2	—	—	—	—	—	—	—
No.0-4	—	—	—	—	—	—	—
No.1	2023/10/31 07:32	1.4E+04	< 3.2E-01	< 3.4E-01	< 2.5E+00	< 1.0E+00	< 2.7E-01
No.1-6	2023/10/31 08:00	1.3E+06	< 7.8E+01	< 7.9E+01	< 3.6E+03	< 1.9E+03	8.3E+03
No.1-8	2023/10/31 07:21	1.1E+04	< 1.8E+00	< 2.5E+00	< 2.7E+01	< 1.3E+01	7.4E+00
No.1-9 ■	—	—	—	—	—	—	—
No.1-11	2023/10/31 07:16	7.6E+01	< 2.6E-01	< 2.3E-01	< 2.3E+00	< 1.0E+00	< 4.7E-01
No.1-12	2023/10/31 07:55	6.3E+02	< 1.0E+00	< 1.5E+00	< 1.9E+01	< 8.6E+00	5.1E+00
No.1-14	2023/10/31 07:42	6.7E+02	< 3.4E-01	< 4.4E-01	< 3.8E+00	< 1.4E+00	< 4.6E-01
No.1-15	2023/10/31 07:47	6.0E+04	< 2.8E-01	< 2.7E-01	< 3.9E+00	< 1.9E+00	1.0E+00
No.1-17	2023/10/31 07:27	1.0E+05	< 4.4E-01	< 4.7E-01	< 5.5E+00	< 1.8E+00	< 6.5E-01

*不等号 (<: 小なり) は、検出限界未満 (MD) を表す。

*測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

*O.OE+00とは、O.OE+00であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1と読む。3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

※ No.1-9は、地下水による採取であるため、測定は実施せず。全部は参考値としてお読みください。

(9/13)

護岸地下水観測孔 分析結果（全β・γ・塩素）

(2/2)

採取地点	採取日時	分析項目					
		全β (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sr-90 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1号機冷却水ポンプ 汲み上げ水	2023/10/31 07:37	4.1E+05	< 8.5E+01	< 5.5E+01	< 1.0E+01	< 4.2E+00	< 1.1E+00
No.2	—	—	—	—	—	—	—
No.2-2	—	—	—	—	—	—	—
No.2-3	—	—	—	—	—	—	—
No.2-5 ^{※2}	—	—	—	—	—	—	—
No.2-6	—	—	—	—	—	—	—
No.2-7	—	—	—	—	—	—	—
No.2-8	—	—	—	—	—	—	—
2,3号機冷却水ポンプ 汲み上げ水	—	—	—	—	—	—	—
No.3	—	—	—	—	—	—	—
No.3-2	—	—	—	—	—	—	—
No.3-3	—	—	—	—	—	—	—
No.3-4	—	—	—	—	—	—	—
No.3-5 ^{※2}	—	—	—	—	—	—	—
3,4号機冷却水ポンプ 汲み上げ水	—	—	—	—	—	—	—

「不等号（< : 小なり）」は、検出限界未満（ND）を表す。

固定対象および採水中の項目は「-」と記す。

○○±0とは、○.○E+0±0であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10⁺¹で31, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読みます。^{※2} No.2-5, No.3-5は、排水管による採取であるが、測定は実施せず。全件は参考値としてろ過後に測定。

(10/13)

2023年11月1日

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果<港湾内、放水口付近> (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2023/10/31 07:30	—	< 7.8E-01	< 5.9E-01
1F 5号機取水口前	2023/10/31 08:20	< 1.2E+01	< 3.5E-01	< 2.7E-01
1F 物揚場前	2023/10/31 08:00	< 1.2E+01	< 4.2E-01	4.2E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側)	2023/10/31 07:55	2.0E+01	< 3.4E-01	1.4E+00
1F 1~4号機取水口内南側 (退水壁前)	2023/10/31 07:10	1.3E+01	< 3.6E-01	4.2E+00
1F 南放水口付近 (T-2)	2023/10/31 07:05	1.1E+01	< 6.3E-01	< 6.3E-01
1F 港湾口 (T-0)	2023/10/31 07:04	1.5E+01	< 3.6E-01	< 3.3E-01
1F 港湾中央	2023/10/31 06:55	1.4E+01	< 2.9E-01	1.3E+00
1F 港湾内東側	2023/10/31 06:58	1.4E+01	< 3.1E-01	2.9E-01
1F 港湾内西側	2023/10/31 06:53	< 1.4E+01	< 3.3E-01	< 3.3E-01
1F 港湾内北側	2023/10/31 06:50	1.6E+01	< 3.3E-01	< 3.1E-01
1F 港湾内南側	2023/10/31 07:01	< 1.4E+01	< 2.8E-01	< 2.7E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—
WHOの飲料水水質ガイドライン ^{*1}			1.0E+01	1.0E+01

・不等号(<:小なり)は、検出限界未満(ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・○.○E±○とは、○.○×10^{±○}であることを意味する。(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

・物揚場前は、シルトフェンス開閉を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける、Cs-134, Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

2023年11月1日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所推進カンパニー

1号機、2号機放水路 分析結果

採取地点	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)
1号機放水路立坑水	2023/10/30 08:20	1.8E+04	< 1.0E+02	3.0E+02
	2023/10/30 08:25	2.9E+03	4.7E+02	1.8E+01
2号機放水路立坑水	2023/10/30 08:15	1.4E+03	< 1.0E+02	1.9E+01
	2023/10/30 08:30	1.8E+02	< 1.0E+02	< 9.7E+00

・不等号(<: 小なり)は、検出限界未満(ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・○.○±○とは、○.○×10⁺⁰であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

(11/13)

(12/13)

2023年11月1日
 東京電力ホールディングス株式会社
 福島第一廃炉推進カンパニー

地下貯水槽（ドレン孔・検知孔・海側観測孔）分析結果（全β）

採取地点		採取日時	分析項目
			全β (Bq/L)
地下貯水槽 (ドレン孔水)	i	北東側	—
	i	南西側 ※	2023/10/31 07:33 < 2.4E+01
	ii	北東側	—
	ii	南西側	—
	iii	北東側	—
	vi	南西側	—
地下貯水槽 (漏えい検知孔水)	i	北東側	—
	i	南西側 ※	2023/10/31 07:39 7.5E+01
	ii	北東側	—
	ii	南西側	—
	iii	北東側	—
海側観測孔	②	—	—
	⑦	—	—
	⑧	—	—

- 不等号（< : 小なり）は、検出限界未満 (ND)を表す。
- 測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。
- .○E±○とは、○.○×10^{±○}であることを意味する。
- (例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。
- ※ 8月7日に有意な上昇があったため、調査分析を実施。

(B/B)

2023年11月1日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子炉推進カンパニー

サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果

試料名標	採取日時	貯水量 (m ³)	分析機関	分析項目		
				全β (Bq/l)	H-3 (Bq/l)	Cs-134 (Bq/l)
一時貯水タンク (サンブルタンク)	E 2023/10/28 08:13	700	東京電力 東北環境保全(株)	< 1.9E+00	7.2E+02	< 8.0E-01
			運用目標	3.0E+00 (1.0E+00) ^{*1}	1.5E+03	1.0E+00
			告示濃度限度 ^{*2}		6.0E+04	6.0E+01
			WHO飲料水質ガイドライン		1.0E+04	1.0E+01

・不等号(<: 小なり)は、検出限界未満(ND)を表す。

・O.OE±Oとは、O.O×10⁺⁰であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

*1 運用目標の全βについては、10日に1回程度、検出限界値を 1 Bq/l[以下]で分析を実施。

*2 Cs-134,Cs-137の検出限界値「1Bq/l未満」を確認する測定にて検出されないこと(天然核種を除く)。

*3 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度

(別表第一第六欄：周辺監視区域外の水中の濃度限度)本表では、Bq/cm³の表記をBq/lに換算した値を記載】

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻

16 時 00 分

様式 9-1

第 25 条報告

送信枚数 (1 / 1)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 25121 報)

2023 年 11 月 1 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長、双葉町長 殿

第 25 条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー

福島第一原子力発電所

原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 22
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2011 年 (平成 23 年) 3 月 11 日 16 時 36 分 (24 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号、省令第 21 条第 1 項口)
発生事象と 対応の概要 (注 2) (注 3)	(対応日時、対応の概要) 第 25116 報でお知らせしたとおり、サブドレン他水処理施設一時貯水タンク D に貯水していた水について、本日以下のとおり排水を実施しました。 ・排水開始 : 11 時 26 分 ・排水終了 : 15 時 00 分 ・排水量 : 531 m ³ 排水状況については、漏えい等の異常がないことを確認しております。 【公表区分 : E】
※添付の有り・無し (注 4)	
その他の事項の対応 (注 5)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 当該原子力事業所所在市町村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度 gal 数 (水平方向、鉛直方向) を記入する。

(注 4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は、本様式に加えて様式 9-1 添付を用いて報告する。なお、様式 9-1 添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注 5) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻

17 時 40 分

様式 9-1

第 25 条報告

送信枚数 (1 / 1)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 25122 報)

2023 年 11 月 1 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長、双葉町長 殿

第 25 条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー

福島第一原子力発電所

原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 22
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2011 年 (平成 23 年) 3 月 11 日 16 時 36 分 (24 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号、省令第 21 条第 1 項口)
発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	(対応日時、対応の概要) 第 25116 報でお知らせしたとおり、地下水バイパス一時貯留タンクグループ 3 に貯水していた水について、本日以下のとおり排水を実施しました。 ・排水開始 : 10 時 42 分 ・排水終了 : 16 時 35 分 ・排水量 : 1,615 m³ 排水状況については、漏えい等の異常がないことを確認しております。 【公表区分 : E】
※添付の有り・無し (注 4)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 当該原子力事業所所在市町村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度 gal 数 (水平方向、鉛直方向) を記入する。

(注 4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は、本様式に加えて様式 9-1 添付を用いて報告する。なお、様式 9-1 添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注 5) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。